

高浜市保育園 給食費（主食費・副食費）徴収表

令和元年10月分より適用

階層区分	認定区分		給食費徴収			副食費の負担軽減			
			0・1・2歳児	3・4・5歳児		母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯		
			改正なし：保育料に主食代・副食費を含む	主食費	副食費				
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯		別途徴収なし	【徴収あり】	【免除】	B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層、D3-1階層の場合（注2） 年齢制限なし 1人目の児童は 新たに徴収免除 2人目以降の児童は 徴収免除	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は 新たに徴収免除 2人目以降の児童は 徴収免除		
B	市町村民税非課税世帯				【免除】 （【免除】）			C階層、D1-1階層の場合 年齢制限なし 1人目は 新たに徴収免除 2人目の児童は 新たに徴収免除 3人目以降の児童は 徴収免除	
C	市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満				【免除】 （【免除】）				
D1-1	48,600円以上 57,700円未満				【免除】 （【免除】）				
D1-2	57,700円以上 61,000円未満				【徴収あり】 （【免除】）				D1-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注1）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10/10 2人目の児童は 10/10 3人目以降の児童は 無料
D2	61,000円以上 72,000円未満				【徴収あり】 （【免除】）				
D3-1	72,000円以上 77,101円未満				【徴収あり】 （【免除】）				
D3-2	77,101円以上110,000円未満				【徴収あり】				
D4	110,000円以上141,000円未満				【徴収あり】				
D5	141,000円以上165,000円未満				【徴収あり】				
D6	165,000円以上200,000円未満				【徴収あり】				
D7	200,000円以上340,000円未満				【徴収あり】				
D8	340,000円以上				【徴収あり】				

(注1) 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合。家庭的保育事業等による保育を受ける場合。児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

(注2) 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯で、B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層またはD3-1階層の場合は、（ ）の副食費となります。

(注3) この表のB階層、C階層、D1-1階層～D8階層における「当年度分」については、4月から8月までは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(注4) 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除が適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。

(注5) この表の市民税所得割額の額は、保護者等が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。